平成２４年（フ）第２９５号
函館市榎本町23番18号
債務者　坪川　雪子
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第３９号
岩手県一関市赤荻字槻本22―２　Ａ号棟、住民票上の住所宮城県気仙沼市古町２丁目６番32号　丸森荘21号
債務者　吉田ゆかり
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２４年（フ）第１２６号
奈良県橿原市東坊城町380番地　県住坊城団地６―401号、住民票上の住所奈良県橿原市東坊城町556番地の４　え号
債務者　サカモトこと　坂本　正孝
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第２０７号
奈良県橿原市新口町237―３ウエストヴァレＢ201、住民票上の住所奈良県橿原市新口町14番地の３
債務者　川口　勝矢
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第２３２号
奈良県橿原市山之坊町102番地の５
債務者　山本　義明
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第２４１号
奈良県宇陀市榛原天満台西４丁目16番の６
債務者　佐々岡豊子（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第２５１号
奈良県葛城市疋田254番地８　山本ハイツ南棟202号
債務者　小林　佑華
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第２６６号
奈良県香芝市北今市７丁目367番地10、前住所奈良県香芝市北今市７丁目367番地３
債務者　中村　　豊
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第６０号
和歌山県西牟婁郡上富田町朝来3825番地の１
飛曽川団地Ｂ棟１階４号室
債務者　岡﨑　勇樹
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２４年（フ）第１１７号
山口県宇部市西宇部南２丁目13番７―１号、従前の住所山口市大内御堀4717番地７
債務者　下田　正志
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第５０４号
埼玉県北葛飾郡杉戸町内田２丁目13番４―202号
債務者　小山　早苗（旧姓平子）
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第８４５号
千葉市花見川区南花園１丁目42番８号　ＴＨＥ　ＲＯＯＭ新検見川４―19ｓ号
債務者　小泉　直子（旧姓梅津）
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第９４８号
千葉市若葉区千城台南３丁目２番３棟102号
債務者　春木　孝子
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第３３４号
静岡県三島市徳倉２丁目12番６号　サンコーポうすいＪ―103
債務者　工藤　純子
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第３４６号
静岡県熱海市下多賀1522番地の81
債務者　渡部眞知子
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第１６４０号
名古屋市東区泉３丁目17番11号　レベント泉201号
債務者　野﨑　寛子
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１７２５号
愛知県常滑市字南古千代３番地の３　県営古千代住宅１棟104号
債務者　竹内　富枝
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部